

第40回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2019年11月28日（木曜日）
午前10時

開催場所

茨城県つくば市竹園2丁目20番3号
つくば国際会議場3階 中ホール300
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

議案

第1号議案	取締役6名選任の件	3
第2号議案	取締役（社外取締役を除く）の報酬額設定の件	9

Right-on[®]

証券コード 7445

株主各位

証券コード 7445

2019年11月6日

茨城県つくば市小野崎260-1

株式会社ライトオン

代表取締役社長 **川崎 純平**

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2019年11月27日（水曜日）午後6時**までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2019年11月28日（木曜日）午前10時
2 場 所	茨城県つくば市竹園2丁目20番3号 つくば国際会議場3階 中ホール300 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第40期（2018年8月21日から2019年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第40期（2018年8月21日から2019年8月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 取締役（社外取締役を除く）の報酬額設定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎当日代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、議決権行使書用紙とともに、委任状等の代理権を証する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知において提供すべき書類のうち、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://biz.right-on.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知提供書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://biz.right-on.co.jp/>）に掲載させていただきます。

議決権行使等についてのご案内

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時	2019年11月28日 (木曜日) 午前10時
-----	----------------------------



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限	2019年11月27日 (水曜日) 午後 6 時
------	-----------------------------



議決権行使書のご記入方法

議決権行使書
株式会社ライトオン 御中
株主総会日 議決権の数 XX株
××××年××月××日

議案	原案に対する賛否	
第1号	賛	否
第2号	賛	否

1. _____
2. _____

株式会社ライトオン

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

議案	原案に対する賛否	
	第1号	賛
第2号	但し	を除
	賛	否

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役6名選任の件

現在の取締役9名全員は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう3名減員し、社外取締役3名を含む、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当等	当事業年度における取締役会への出席状況(出席率)
1	ふじ 藤 原 まさ 政 ひろ 博 再任	代表取締役会長	12回/12回 (100%)
2	かわ 川 さき 崎 じゅん 純 ぺい 平 再任	代表取締役社長	12回/12回 (100%)
3	ふじ 藤 原 ゆう 祐 すけ 介 再任	取締役営業本部長	12回/12回 (100%)
4	こ 小 はま 濱 ひろ 裕 まさ 正 再任 社外 独立	取締役	12回/12回 (100%)
5	た 多 だ 田 ひとし 斎 再任 社外 独立	取締役	12回/12回 (100%)
6	なか 中 ざわ 澤 あゆみ 歩 新任 社外 独立 女性	-	-

1

ふじ わら まさ ひろ
藤原政博

1946年11月14日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 当社設立
代表取締役社長

1991年 1月 有限会社ライトオン興産（現有限会
社藤原興産）設立

2002年 2月 当社営業本部長

2011年 8月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

藤原政博氏は、当社創業者であり、設立からの経営者としての豊富な経験と実績を活かして、経営全般に対する監督を適切に行っております。持続的な企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

5,227,896株

取締役在任年数

39年

取締役会出席回数

12回/12回

2

かわ さき じゅん べい
川崎純平

1980年3月6日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2002年10月 当社入社	2017年11月 当社取締役
2011年 8月 当社執行役員経営企画部長	2017年11月 当社経営推進本部長兼業務改革室長 兼Eコマース部長
2016年 3月 当社執行役員業務改革室長	2018年 4月 当社代表取締役社長兼経営推進本部長
2017年 6月 当社執行役員経営企画本部副本部長 兼業務改革室長	2018年 6月 当社代表取締役社長兼管理本部長
2017年 8月 当社執行役員経営企画本部副本部長兼 業務改革室長兼Eコマース部長	2019年 4月 当社代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

川崎純平氏は、当社の経営企画部門での豊富な経験と実績を有しており、2018年4月より代表取締役社長として当社を指揮しております。経営に関する幅広い知見を活かし、更なる企業価値の向上に向け、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

23,146株

取締役在任年数

2年

取締役会出席回数

12回/12回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3

ふじ 藤 原 祐 介

1977年2月23日生

再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1999年4月	東邦レーヨン株式会社（現帝人株式会社）入社	2013年8月	当社営業本部長兼フラッシュリポート事業部長兼チャイム事業部長
2004年6月	当社入社	2015年2月	当社エンタープライズ本部長兼業態開発部長
2005年8月	当社マーケティング部長	2015年8月	当社エンタープライズ本部長兼店舗開発部長
2005年11月	当社取締役（現任）	2016年8月	台湾萊特昂股份有限公司設立 董事長（現任）
2007年8月	当社商品調達部長兼マーケティング部長	2017年6月	当社経営企画本部長兼海外事業部長
2009年8月	当社営業本部長兼商品部長兼マーケティング部長	2017年11月	当社店舗開発・海外事業本部長
2010年11月	当社営業本部長兼マーケティング部長	2019年6月	当社営業本部長（現任）
2011年2月	当社営業本部長		

取締役候補者とした理由

藤原祐介氏は、当社の営業部門での豊富な経験と実績を有しており、商品、販促、店舗開発、新規事業等に関する幅広い知見を活かしていただくため、引き続き取締役候補者とするのが適当であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

1,741,458株

取締役在任年数

14年

取締役会出席回数

12回／12回

4

こ はま ひろ まさ
小 濱 裕 正

1941年3月12日生

再任

社外

独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1965年4月	株式会社主婦の店ダイエー（現株式会社ダイエー）入社	2015年11月	当社社外取締役（現任）
1987年6月	株式会社マルエツ代表取締役副社長	2017年3月	株式会社カスミ取締役会長（現任）
1997年5月	株式会社ダイエー専務取締役	2017年3月	ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社相談役（現任）
2000年9月	株式会社カスミ入社		
2002年3月	同社代表取締役社長	2018年5月	日本チェーンストア協会会長（現任）
2010年3月	同社代表取締役会長		
2015年3月	ユニテッド・スーパーマーケット・ホールディングス株式会社代表取締役会長		

社外取締役候補者とした理由

小濱裕正氏は、小売業界において、経営者としての豊富な経験を有しており、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させられるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

社外取締役在任年数

4年

取締役会出席回数

12回/12回

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

1978年4月	野村證券株式会社入社	2015年4月	株式会社D S B 情報システム代表取締役会長
1999年6月	同社取締役	2015年12月	株式会社D S B ソーシング代表取締役会長
2003年4月	同社常務取締役	2016年2月	株式会社だいこう証券ビジネス指名報酬諮問委員会委員
2003年6月	同社常務執行役	2016年4月	株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役会長
2006年4月	同社専務執行役	2017年4月	株式会社セレス社外取締役（現任） 株式会社だいこう証券ビジネス取締役相談役
2008年10月	同社執行役兼専務（執行役員）	2017年6月	同社相談役
2009年4月	同社執行役副社長	2017年11月	当社社外取締役（現任）
2010年6月	同社執行役副社長兼営業部門CEO	2018年12月	株式会社ツナグ・ソリューションズ社外取締役
2011年4月	同社COO兼執行役副社長	2019年4月	株式会社ツナググループ・ホールディングス社外取締役（現任）
2012年4月	同社取締役兼執行役会長		
2012年8月	同社常任顧問		
2013年4月	株式会社野村総合研究所顧問		
2013年6月	株式会社だいこう証券ビジネス代表取締役社長		
2013年12月	株式会社ジャパン・ビジネス・サービス代表取締役社長		

社外取締役候補者とした理由

多田 齋氏は、野村證券株式会社及びその関連会社において、要職を歴任し、様々な業種の数多くの経営者とかかわりながら経済の振興、活性化に力を尽くされてきました。幅広い見識と経験を有しており、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェック機能を果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させられるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

一株

社外取締役在任年数

2年

取締役会出席回数

12回/12回

6

なか
中 ざわ
澤あゆみ
歩

1979年3月31日生

新任

社外

独立

女性

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2005年10月 司法修習修了、東京弁護士会登録

2013年2月 中澤法律事務所設立
パートナー（現任）**社外取締役候補者とした理由**

中澤 歩氏は、弁護士としての豊富な知識、経験を有しており、社外取締役として、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点から、経営の監督とチェックを果たしていただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化、企業価値や経営の透明性をさらに向上させられるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

-株

社外取締役在任年数

-

取締役会出席回数

-

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小濱裕正氏及び多田 斎氏は、社外取締役候補者であり、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き両氏を独立役員に指定する予定であります。
3. 中澤 歩氏は、社外取締役候補者であり、当社は株式会社証券取引所に対して、同氏が社外取締役に選任された場合には、同氏を独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は、小濱裕正氏、多田 斎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また中澤 歩氏が選任された場合、同氏との間で上記と同じ損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

第2号議案 取締役（社外取締役を除く）の報酬額設定の件

本議案は、取締役の業績向上に対するインセンティブを高めるとともに、持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とするため、取締役の報酬額の構成を基本報酬（固定報酬）のみであったものから、基本報酬（固定報酬）と賞与（変動報酬）との構成に変更するものであります。

なお、取締役の報酬額の上限は、2005年11月18日開催の当社第26回定時株主総会において承認された、年額300百万円（但し、使用人部分は含まない。）以内といたしたく存じます。

また、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は6名（うち社外取締役3名）となります。

取締役（社外取締役を除く）の報酬額設定の背景

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬額は、従来、定額である基本報酬（固定報酬）のみで構成されており、その額は事業年度ごとに前事業年度の業績を反映した額とし、支給してまいりました。

しかしながら、経営環境の変化に伴う経過課題の高度化・複雑化、コーポレート・ガバナンスの強化要請といった外的環境の変化や業績不振といった内的な課題に対応していくために、より高度な人材の確保と、「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬制度の設計が必要と考え、今般報酬制度を改定することといたしました。

報酬制度の設計においては、以下に掲げる「報酬方針」を基本としており、短期のみならず持続的に企業価値の向上を動機づけるものとする所存ですが、まずは「赤字からの脱却」「収益性の確保」を最重要命題と位置付け、その命題を達成するインセンティブとするため、取締役（社外取締役を除く）の報酬額を、定額である基本報酬（固定報酬）と賞与（変動報酬）とからなるように変更することとし、中長期インセンティブ報酬の導入については、今後継続的に検討してまいります。

取締役（社外取締役を除く）の報酬等の決定に関する方針と手続き

報酬の決定に関する方針

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬は、以下の考え方にに基づき決定します。

- ・ 企業理念を実践する優秀な人材を取締役として確保できる報酬体系とする。
- ・ 持続的な企業価値の向上を動機づける報酬体系とする。
- ・ 株主をはじめとするステークホルダーに対して説明責任を果たせる「透明性」「公正性」「合理性」の高い報酬体系とする。

報酬体系

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬体系は、「基本報酬（固定報酬）」及び「賞与（変動報酬）」で構成する。なお、上記方針に基づき、将来的には中長期インセンティブ報酬の導入も検討する。

報酬の種類		目的・概要
固定	基本報酬	役位に応じた堅実な職務遂行を促すための固定報酬
変動	賞与	<p>事業年度毎の経常利益額実績に応じて、「賞与」として支給する業績連動報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基準額」は、設定額として定めた経常利益額を達成した場合（評価係数100%）の賞与額とする。 ・設定額は固定額とする。 ・「基準額」は、役位に応じて報酬総額に対する割合で設定する ・具体的な支給額は、経常利益額に応じて「基準額」の0%～250%の範囲内で決定することとし、経常利益額がマイナスとなる場合は0%とする。 ・各事業年度終了後に一括して支給する。

報酬の水準

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬の水準は、以下のものを参考にして決定する。

- ・ベンチマークとして、同業他社の報酬水準を参考とする。
- ・当社従業員との給与水準とのバランスを考慮する。

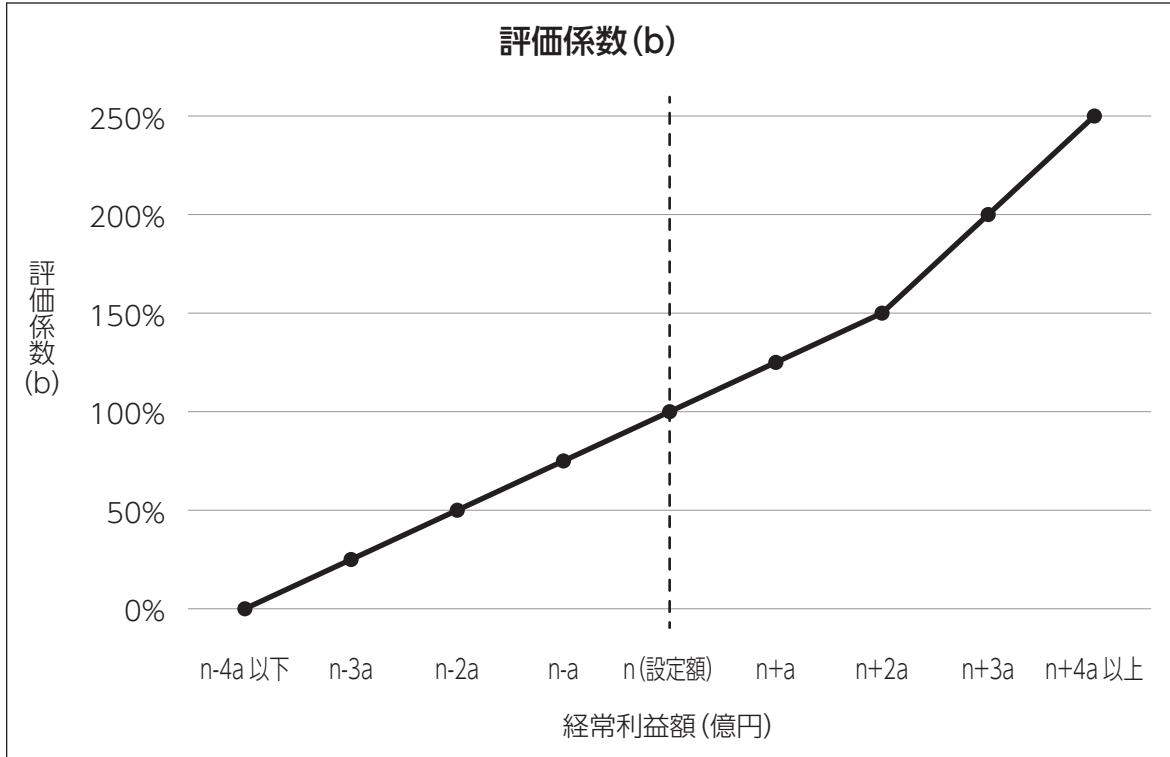
報酬の構成割合

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬の構成割合は、ベンチマークとして広く一般の動向を参考とし、役位に応じて決定する。

役位	報酬額	基本報酬	賞与基準額
代表取締役	100%	60%	40%
取締役	100%	65%	35%

賞与（変動報酬）支給額の算定式

取締役（社外取締役を除く）の賞与支給額
＝役位別賞与基準額（a）×評価係数（b）



取締役の報酬の上限額

基本報酬（固定報酬）及び取締役（社外取締役を除く）の賞与（変動報酬）で構成される取締役の報酬の上限額は、2005年11月18日開催の当社第26回定時株主総会において承認された年額300百万円以内（但し、使用人部分は含まない。）とする。

以上

(提供書面)

事業報告
(2018年8月21日から
2019年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度は、決算期の変更に伴い、2018年8月21日から2019年8月31日までの12カ月11日の変則決算となっております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復傾向にありました。先行きに関しましては、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性、金融資本市場の変動による影響等が懸念される状況にあります。

このような状況の中、当社グループ（当社及び連結子会社）は、売上の伸長、収益性の改善を図るために商品力・売場提案力の向上による値引きに頼らない販売に努めると同時に、E C事業の強化、S C M（サプライチェーンマネジメント）の推進や在庫適正化への取り組みを進め、お客様に選ばれるジーンズセレクトショップとしての企業価値向上に努めてまいりました。

商品面、販売促進面におきましては、ナショナルブランドとのパートナーシップ強化のもと、シーズン商品においても創業40周年記念モデルを多数展開するなど、魅力ある商品の品揃えに努めてまいりました。また、「イメージ戦略の強化」として、有名な俳優・モデルを起用し、SNS・デジタルメディア等を通じて、主力の打ち出し商品の価値・魅力を積極的に情報発信いたしました。また異業種他社とのコラボレーションによる販売促進も引き続き実施し、来店客数の向上に努めてまいりました。

国内店舗展開におきましては、ららぽーと名古屋みなとアクルス店（愛知県名古屋市港区）をはじめ、8店舗を出店、32店舗を閉鎖し、当事業年度末店舗数は471店舗となりました。既存店舗におきましては、お客様にとってより選びやすい売場を実現するための改装、陳列什器の入れ替え、商品1つひとつの特長を訴求・演出する売場への変革を行ってまいりました。

連結子会社の台湾萊特昂股份有限公司は、1店舗を閉鎖し、当連結会計年度末店舗数は2店舗となり、グループ全体での新規出店は8店舗、退店数は33店舗、当連結会計年度末の店舗数は473店舗となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

売上概況といたしましては、9月のシーズンの立ち上がりにおいては秋物商品が堅調に推移しましたが、10月以降は例年に比べ気温の高い日が多く、打ち出しを強化した冬素材ボトムスやアウターなどの防寒商品の動向が鈍く、年末年始商戦においても客数が伸び悩み、販売は苦戦しました。上半期の業績不振を踏まえ、確固たる収益力を構築すべく、ビジネスモデルの抜本的な見直しを進めてまいりましたが、最大の商戦であるゴールデンウィークでの販売は苦戦し、売上高は73,960百万円となりました。

部門別では、ボトムス部門の売上高は25,613百万円、カットソー・ニット部門の売上高は23,078百万円、シャツ・アウター部門の売上高は12,146百万円となりました。

売上が不振だったことに加え、他社と同質化した商品群や前年からの持ち越し商品群など販売が不振な商品について、夏のバーゲンで消化促進に努めたことで、当連結会計年度末の在庫は前年に比べ削減を図ることができましたが、販売が不振な商品に対する値下げの実施により売上総利益率が悪化し、販売管理費の削減に努めたものの、利益面につきましては、営業損失は2,175百万円、経常損失は2,196百万円となりました。

最終損益は、店舗改装に伴う固定資産除却損に加え、退店店舗及び収益性の厳しい店舗について減損損失を計上するなど特別損失を3,619百万円計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純損失は6,144百万円となりました。

今後の見通しにつきましては、引き続き緩やかな景気回復が続くと期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響等のリスクや消費税の増税の影響など、不透明な状況となっております。

このような状況の中、当社グループは、ジーンズをコアアイテムとしたアメリカンカジュアルファッションのセレクトショップとしてストアコンセプトを確立し、商品の完成度向上に努め、収益性の改善を図るために商品力・売場提案力の向上による値引きに頼らない販売やE C事業の強化、SCMの推進や在庫適正化への取り組みを進めてまいります。

これらの施策によって、幅広いお客様にご満足いただける品揃え、見やすく選びやすい魅力的な売場を実現し、また接客サービスの充実に努めることで選ばれ続ける「地域No.1店舗」を目指してまいります。

次期の業績見通しにつきましては、売上高66,000百万円、営業利益600百万円、経常利益600百万円を見込んでおります。

②設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、新規出店及び既存店の改装等を行ったことにより、出店時の敷金及び保証金を含め1,431百万円となりました。新規出店は、国内店舗では、浦添パルコシティ店（沖縄県浦添市）を含め8店舗となりました。

当連結会計年度における設備投資の主要なものは以下のとおりであります。

a) 当連結会計年度中に完成した主要設備	(連結貸借対照表計上額)	
浦添パルコシティ店他		1,065百万円
店舗設備一式		
浦添パルコシティ店他		287百万円
差入保証金		
システムの構築		77百万円
b) 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充	(連結貸借対照表計上額)	
店舗の新設他		84百万円
ソフトウェア一式		116百万円
c) 重要な固定資産の売却、撤去、滅失		
改装店舗及び閉店店舗	店舗設備一式他	1,310百万円
土地（つくば市）		333百万円

③資金調達状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、借入金及び自己資金により賄っております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

⑦吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

当連結会計年度及び当事業年度は、決算日の変更に伴い、2018年8月21日から2019年8月31日までの12カ月11日の変則決算となっております。

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第 37 期 2016年8月期	第 38 期 2017年8月期	第 39 期 2018年8月期	第 40 期 2019年8月期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	-	-	76,798	73,960
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	-	-	1,036	△2,196
親会社株主に帰属 する当期純利益又は 親会社株主に帰属す る当期純損失(△) (百万円)	-	-	457	△6,144
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	-	-	16.63	△222.84
総資産 (百万円)	-	-	57,783	46,606
純資産 (百万円)	-	-	29,360	22,640
1株当たり純資産額 (円)	-	-	1,063.22	817.53

(注) 第39期より連結計算書類を作成しているため、第38期以前の各数値については記載しておりません。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第 37 期 2016年8月期	第 38 期 2017年8月期	第 39 期 2018年8月期	第 40 期 2019年8月期 (当事業年度)
売上高 (百万円)	86,462	80,028	76,623	73,798
経常利益又は 経常損失(△) (百万円)	3,677	△2,888	968	△2,314
当期純利益又は 当期純損失(△) (百万円)	1,754	△4,421	298	△6,110
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	64.35	△161.40	10.85	△221.63
総資産 (百万円)	64,202	59,908	57,728	46,609
純資産 (百万円)	34,535	29,532	29,355	22,667
1株当たり純資産額 (円)	1,260.09	1,074.23	1,063.03	818.54

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
台灣萊特昂股份有限公司	29百万台湾ドル	100%	衣料品及び雑貨の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期的には収益性の改善が第一の課題と捉え、以下に掲げるテーマの実現を中期的な経営目標といたします。

- ・「ジーンズセレクトショップへビジネスモデルの転換を図る」

「アメカジの世界観」「ジーンズを中心に厳選されたラインナップ」「高品質・高コストパフォーマンスの商品」という形でジーンズセレクトショップとしてのストアコンセプトを明確にし、また時代に合わせて変化・進化を遂げることで、ライトオンのファンを開拓・拡大し、収益性の改善・向上に努めてまいります。

- ・「BACK NUMBERをグローバルブランドにする」

プライベートブランドについては「BACK NUMBER」を主力ブランドとし、高品質な商品の開発を行ってまいります。アメカジを根幹に据えた明確なブランドコンセプトと品質管理の徹底により、ブランドイメージの向上・浸透を目指してまいります。強いナショナルブランドに加えて、強いプライベートブランドを確立することで、競合他社との差別化を図ってまいります。

- ・「ECを成長戦略の中核としていく」

当社とお客様の接点のデジタル化が急速に進む中、ジーンズセレクトショップとして商品へのこだわり、着こなし提案を行っていく上で、ECを自社メディアとして最大限に活用してまいります。また、自社ECと連動し、デジタルメディア（LINE、メールマガジン、アプリ等）やSNSを活用することで、ファンの開拓・拡大を図ってまいります。

上記のテーマを推進する過程で、既存の業務をすべて見直し、方針、手法、組織体制、情報システム、コストを徹底的に再構築してまいります。これによってムリ・ムダを省き、効率的かつ収益力ある企業へ変革してまいります。

目標とする経営指標

在庫回転率：「在庫回転率3.6回転以上」

品番数・在庫を削減し、見やすく、常に新鮮な売場へ

経常利益率：「経常利益率6%以上」

価格訴求型から価値訴求型へ、SCM推進による売上総利益率の向上

(5) **主要な事業内容** (2019年8月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社（台湾萊特昂股份有限公司）1社で構成され、ジーンズを中核アイテムとしたカジュアルウェア及び雑貨の販売を主たる業務としております。

当社は、ショッピングセンター型を主としたジーンズカジュアルの専門店であり、当事業年度末店舗数は471店舗となっております。

連結子会社（台湾萊特昂股份有限公司）は、台湾における衣料品及び雑貨の販売を主たる業務として2016年8月に設立し、当連結会計年度末店舗数は2店舗となっております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

(6) 主要な事業所及び店舗 (2019年8月31日現在)

①当社

本社 茨城県つくば市小野崎260-1 (2019年5月31日移転)

本部 東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号

店舗

地区	都道府県名	店舗数	地区	都道府県名	店舗数
北海道	北海道	21		三重県	8
東北	青森県	5	近畿	滋賀県	10
	岩手県	3		京都府	9
	宮城県	5		大阪府	22
	秋田県	2		兵庫県	22
	山形県	3		奈良県	6
	福島県	7		和歌山県	5
	関東	茨城県		15	中国
栃木県		11	島根県	3	
群馬県		7	岡山県	6	
埼玉県		24	広島県	13	
千葉県		32	山口県	6	
東京都		31	四国	徳島県	3
神奈川県		23		香川県	7
		愛媛県		7	
中部	新潟県	6		高知県	2
	富山県	2	九州	福岡県	26
	石川県	5		佐賀県	3
	福井県	2		長崎県	4
	山梨県	4		熊本県	5
	長野県	9		大分県	6
	岐阜県	12		宮崎県	4
	静岡県	12		鹿児島県	4
	愛知県	38			
				沖縄	沖縄県
		合計			471

②子会社

台灣萊特昂股份有限公司

本社 台北市中正區忠孝東路二段88號

店舗 新北市 1、桃園市 1

(7) 使用人の状況 (2019年8月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

区分	使用人数	前連結会計年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	606名	18名減	33.9歳	10年11ヶ月
女性	434名	48名増	30.0歳	7年10ヶ月
合計又は平均	1,040名	30名増	32.2歳	9年7ヶ月

- (注) 1. 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
 2. 契約社員の期末人数は337名、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数（1日8時間換算）は2,218名であります。

②当社の使用人の状況

区分	使用人数	前事業年度末比 増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	600名	21名減	34.0歳	11年1ヶ月
女性	419名	49名増	30.2歳	8年1ヶ月
合計又は平均	1,019名	28名増	32.4歳	9年10ヶ月

- (注) 1. 上記使用人には、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。
 2. 契約社員の期末人数は337名、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人数（1日8時間換算）は2,206名であります。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2019年8月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	4,370百万円
株式会社常陽銀行	1,400
株式会社みずほ銀行	1,160
株式会社千葉銀行	1,160
株式会社三井住友銀行	350
三井住友信託銀行株式会社	80
日本生命保険相互会社	110

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、当連結会計年度の業績不振を理由として、当社が複数の金融機関と締結しているシンジケートローン契約等に規定する財務制限条項のうち、『各年度決算期の末日における当社の貸借対照表において、純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日または契約で基準と定める決算期の末日における当社の単体の貸借対照表における純資産の部の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること。』『各本・中間決算期の末日における当社の単体の損益計算書上において、2半期（各本・中間決算期毎に1半期として計算する。）連続して経常損失を計上しないこと。』に抵触しましたが、関係金融機関から期限の利益喪失に関わる条項を適用しないことについて合意を得ております。

今後も当該財務制限条項に抵触し、関係金融機関から当該債務の一括返済を求められた場合には当社グループの財政状態に影響を与える可能性があります。手許資金を十分確保しており、当面の資金状況は安定的に推移する見通しです。

2. 株式に関する事項（2019年8月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,631,500株
(自己株式 2,051,246株を含む)
- (3) 株主数 49,373名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
藤原政博	5,227千株	18.95%
有限会社藤原興産	4,873	17.66
藤原祐介	1,741	6.31
藤原英子	674	2.44
日本生命保険相互会社	635	2.30
株式会社三菱UFJ銀行	627	2.27
株式会社常陽銀行	528	1.91
藤原亮誠	462	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	448	1.62
ライトオン従業員持株会	333	1.20

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,051,246株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2017年11月17日開催の第38回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 270個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 27,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 920円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2020年11月25日から2027年11月16日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①対象者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は社員であることを要する。
 - ②新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
 - ④その他の権利行使に関する条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	270個	普通株式 27,000株	2名

2018年11月16日開催の第39回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 400個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 40,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 927円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年11月23日から2028年11月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①対象者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は社員であることを要する。
 - ②新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
 - ④その他の権利行使に関する条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	400個	普通株式 40,000株	2名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

2018年11月16日開催の第39回定時株主総会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数 580個
(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 58,000株
- ・新株予約権の払込金額 無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 927円
- ・新株予約権を行使することができる期間
2021年11月23日から2028年11月15日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - ①対象者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社の子会社もしくは関連会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は社員であることを要する。
 - ②新株予約権の譲渡、質入、担保権の設定その他一切の処分は認められないものとする。
 - ③対象者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとする。
 - ④その他の権利行使に関する条件については、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。
- ・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
当社使用人	580個	普通株式 58,000株	17名

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2019年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤原政博	
取締役副会長	横内達治	
代表取締役社長	川崎純平	
取締役	藤原祐介	営業本部長 台湾萊特昂股份有限公司董事長
取締役	石田淳一	店舗統括部長
取締役	和泉 崇	商品本部長
取締役	小瀨裕正	株式会社カスミ取締役会長 日本チェーンストア協会会長
取締役	増山 弘	株木建設株式会社取締役常務執行役員
取締役	多田 斎	株式会社セレス社外取締役 株式会社ツナググループ・ホールディングス社外取締役
常勤監査役	大友博雄	
常勤監査役	三浦憲之	
監査役	永井俊博	公認会計士
監査役	平出晋一	弁護士

- (注) 1. 取締役 小瀨裕正氏、増山 弘氏、多田 斎氏は、社外取締役であります。なお、当社は、取締役 小瀨裕正氏、多田 斎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 永井俊博氏、平出晋一氏は、社外監査役であります。なお、当社は、監査役 永井俊博氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 永井俊博氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当事業年度中における取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

氏名	変更後	変更前	異動年月日
和泉 崇	取締役商品本部長	取締役商品本部長 兼 メンズ商品部長 兼 キッズ商品部長 兼 ノーティードッグ商品部長	2019年2月26日
川崎純平	代表取締役社長	代表取締役社長 兼 管理本部長	2019年4月21日
藤原祐介	取締役営業本部長	取締役店舗開発・海外事業本部長	2019年6月1日
石田淳一	取締役店舗統括部長	取締役店舗運営本部長	2019年6月1日

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	9名 (3名)	88百万円 (22百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	37百万円 (16百万円)
合計 (うち社外役員)	13名 (5名)	125百万円 (38百万円)

(注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内(但し、使用人部分は含まない。)であります。

(2005年11月18日 第26回定時株主総会決議)

2. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は、年額40百万円以内であります。

(2002年11月18日 第23回定時株主総会決議)

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役 小濱裕正	株式会社カスミ取締役会長 日本チェーンストア協会会長	特別の関係はありません。
取締役 増山 弘	株木建設株式会社取締役常務執行役員	特別の関係はありません。
取締役 多田 斎	株式会社セレス社外取締役 株式会社ツナググループ・ホールディング ス社外取締役	特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 小濱裕正	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、主に長年にわたる企業経営の豊富な経験と実績を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 増山 弘	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 多田 斎	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、主に金融・経済に関する専門的見地を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 永井俊博	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回及び監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。
監査役 平出晋一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回及び監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地を活かし、かつ公正中立的な立場から適宜発言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人の解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、安定的な配当を継続しつつ、今後の事業展開の原資となる内部留保の充実に努めていくことを利益配分の基本方針であります。

この基本方針に則り、当事業年度の配当につきましては、1株当たり10円（中間配当10円、期末配当0円）といたしました。

連結貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,167	流動負債	15,885
現金及び預金	13,542	支払手形及び買掛金	3,075
受取手形及び売掛金	1,611	電子記録債務	6,069
商品	12,069	1年内返済予定の長期借入金	3,290
未収入金	1,238	未払金	1,054
その他	704	未払法人税等	221
固定資産	17,439	賞与引当金	494
有形固定資産	6,127	ポイント引当金	141
建物及び構築物	4,372	資産除去債務	11
土地	475	その他	1,526
その他	1,278	固定負債	8,081
無形固定資産	569	長期借入金	5,340
ソフトウェア	441	資産除去債務	2,555
その他	127	その他	186
投資その他の資産	10,742	負債合計	23,966
投資有価証券	175	純資産の部	
退職給付に係る資産	279	株主資本	22,558
敷金及び保証金	9,777	資本金	6,195
繰延税金資産	405	資本剰余金	6,376
その他	119	利益剰余金	12,611
貸倒引当金	△15	自己株式	△2,625
資産合計	46,606	その他の包括利益累計額	△10
		その他有価証券評価差額金	△21
		繰延ヘッジ損益	△1
		為替換算調整勘定	37
		退職給付に係る調整累計額	△25
		新株予約権	92
		純資産合計	22,640
		負債及び純資産合計	46,606

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書
 (2018年8月21日から
 2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		73,960
売上原価		38,524
売上総利益		35,436
販売費及び一般管理費		37,611
営業損失		2,175
営業外収益		
受取家賃	37	
受取手数料	104	
その他	38	181
営業外費用		
支払利息	59	
賃貸費用	35	
為替差損	34	
控除対象外消費税等	22	
その他	50	203
経常損失		2,196
特別利益		
新株予約権戻入益	5	
投資有価証券売却益	7	12
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	138	
店舗閉鎖損失	71	
減損損失	3,332	
災害による損失	46	
その他	13	3,619
税金等調整前当期純損失		5,803
法人税、住民税及び事業税	225	
法人税等調整額	114	340
当期純損失		6,144
親会社株主に帰属する当期純損失		6,144

貸借対照表

(2019年8月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	29,145	流動負債	15,872
現金及び預金	13,385	支払手形及び買掛金	3,074
受取手形及び売掛金	1,605	電子記録債務	6,069
商品	11,976	1年内返済予定の長期借入金	3,290
未収入金	1,256	未払金	1,043
その他	1,428	未払法人税等	221
貸倒引当金	△505	賞与引当金	494
		ポイント引当金	141
		資産除去債務	11
		その他	1,524
固定資産	17,463	固定負債	8,069
有形固定資産	6,127	長期借入金	5,340
建物及び構築物	4,372	資産除去債務	2,545
土地	475	その他	183
その他	1,278	負債合計	23,941
無形固定資産	569	純資産の部	
ソフトウェア	441	株主資本	22,598
その他	127	資本金	6,195
投資その他の資産	10,766	資本剰余金	6,376
投資有価証券	175	資本準備金	1,481
前払年金費用	315	その他資本剰余金	4,894
敷金及び保証金	9,774	利益剰余金	12,651
繰延税金資産	396	利益準備金	78
その他	119	その他利益剰余金	12,573
貸倒引当金	△15	別途積立金	4,000
資産合計	46,609	繰越利益剰余金	8,573
		自己株式	△2,625
		評価・換算差額等	△23
		その他有価証券評価差額金	△21
		繰延ヘッジ損益	△1
		新株予約権	92
		純資産合計	22,667
		負債及び純資産合計	46,609

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損益計算書

(2018年8月21日から
2019年8月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		73,798
売上原価		38,457
売上総利益		35,341
販売費及び一般管理費		37,375
営業損失		2,033
営業外収益		
受取家賃	37	
受取手数料	105	
その他	39	182
営業外費用		
支払利息	59	
賃貸費用	35	
貸倒引当金繰入額	251	
控除対象外消費税等	22	
その他	93	463
経常損失		2,314
特別利益		
新株予約権戻入益	5	
投資有価証券売却益	7	12
特別損失		
固定資産売却損	17	
固定資産除却損	138	
店舗閉鎖損失	71	
減損損失	3,172	
災害による損失	46	
その他	13	3,460
税引前当期純損失		5,762
法人税、住民税及び事業税	225	
法人税等調整額	122	348
当期純損失		6,110

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月31日

株式会社ライトオン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ライトオンの2018年8月21日から2019年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ライトオン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年10月31日

株式会社ライトオン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西 田 俊 之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野 口 昌 邦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ライトオンの2018年8月21日から2019年8月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年8月21日から2019年8月31日までの第40期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年11月3日

株式会社ライトオン監査役会

常 勤 監 査 役 大 友 博 雄 ㊟

常 勤 監 査 役 三 浦 憲 之 ㊟

監 査 役 永 井 俊 博 ㊟

監 査 役 平 出 晋 一 ㊟

(注) 監査役 永井俊博及び平出晋一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

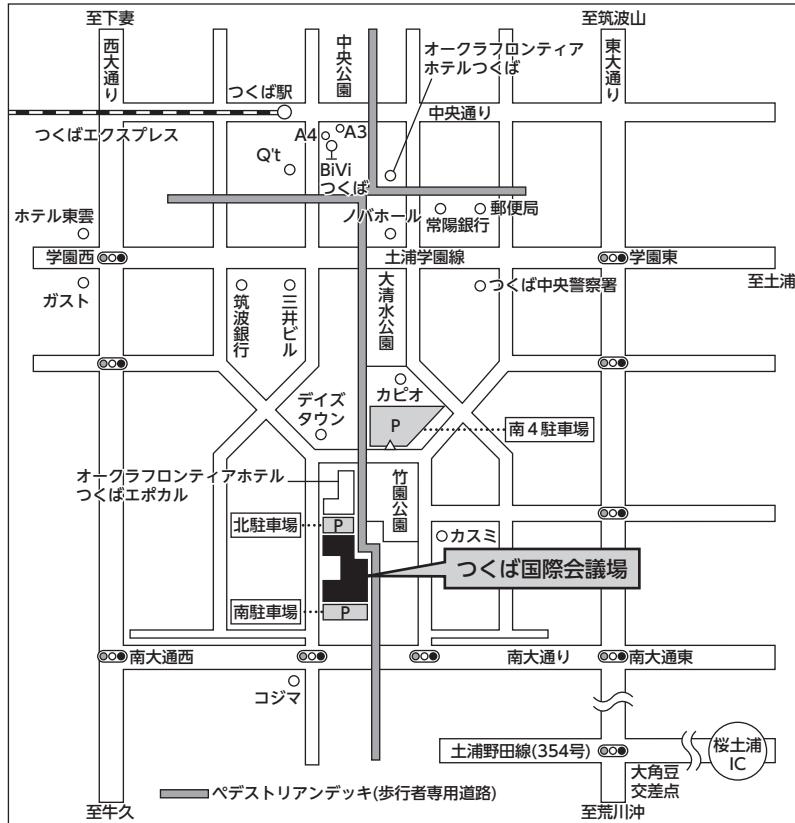
以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

茨城県つくば市竹園2丁目20番3号
 つくば国際会議場3階 中ホール300
 電話 029 (861) 0001



～ 交通のご案内～

- つくばエクスプレスご利用の場合
 「つくば駅」下車。A3、A4出口より徒歩約12分。
- JR常磐線ご利用の場合
 土浦駅またはひたち野うしく駅より「つくばセンター」行バス。(所要時間約25分)
 「つくばセンター」下車。徒歩約12分。
- 東京駅より高速バスご利用の場合
 東京駅八重洲南口 → つくばセンター (所要時間約60分)
 「つくばセンター」下車。徒歩約12分。
- お車で常磐高速道路ご利用の場合

